



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2011.4.15

No. 34 - 72

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

LEG 委員会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

「整理解雇に関わる労働組合の役割について」

LEGAL 委員会「見解」

LEGAL 委員会ニュース

1. 整理解雇され、裁判闘争で闘う労働者に組合員の資格を認める方針決定について

日航機長組合の原則的な方針決定を心から支援し、団結の広がりを感じたいと思います。

そもそも労働組合とは、労働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的としますが（労働組合法2条）、解雇は労働者の地位そのものを奪うという究極的な侵害行為ですから、不当な解雇と闘うことは労働組合の基本的な使命です。労働者が解雇の効力を争う意思を持つ限り、組合が原則として組合員資格を認め、その地位を守る闘いを可能とすることが求められます。使用者が解雇を宣言したことによって当然に組合員資格を否定するような運用は、労働組合の存在意義を自ら失わせる事態でしょう。

2. 整理解雇に対する裁判闘争への組織的支援について

各労働組合の組織内における民主主義はとても大切であり、当該組合の意思決定は尊重されるべきです。また、当該組合には様々な条件や事情があることも、理解される必要があるでしょう。しかし一方で、労働組合が「団結権」（憲法28条）の実現であることからすれば、労働組合が仲間であるひとりひとりの労働者を守ることは労働組合の基本的な任務です。それは、労使間の問題や対決が厳しい場合にこそ、一層期待されていると思います。そのような労働組の基本的な役割からすれば、日乗連 LEGAL 委員会は、整理解雇に対して裁判闘争によって闘う労働者の仲間として、徹底した支援を尽くしたいと考えます。そして、当該組合が現在の厳しい情勢を乗り越えて、組織的支援をなしえる条件が整い、ともに闘う時が来ることを期待したいと思います。

3. 経営破綻した以上、一定の人員整理はやむを得ないのではないかという意見について

LEGAL 委員会として何よりも訴えたいのは、労働組合や産別団体は、あくまで労働者の立場から、労働者の地位を守るための存在だということです。

(裏面に続く)



倒産を回避し、あるいは2次破綻を防ぐことは、経営者の責任であっても労働者の責任ではありませんし、労働組合の任務ではありません。労働組合には、労働者の地位を守るために、整理解雇にはあくまで反対するべき任務があるはずでしょう。経営者の経営責任と労働者の要求は、ある意味ではどこまでも相容れないのであって、そのせめぎ合いの末に、守られるべき権利が守られるという厳しい闘争でもあります。経営再建のために公的資金が注入されていること等の公的支援の存在を配慮する見解も見られますが、公的支援は、JALの事業が公共交通を担うものであることから要求されたのであって、公的支援がなされているから労働者の権利が後退したり、労働組合の役割が変容することはあり得ません。

4. 倒産した以上仕方がないのか？

「経営破綻した以上は」、「倒産したのだから」というのは、経営者側の常套的な主張でしょうが、この主張に飲み込まれてしまわないように気を付けるべきではないでしょうか。確かに経営陣は、経営破綻というべき事態に至っていたのですが、しかしJALという企業の事業は、実体として、事業継続が不能な状態に至らないで維持されているのも事実なのです。むしろ、そのような事態に至らせるわけにはいかないから、会社更生手続という「再建型」倒産処理が行われているのであって、それを「経営破綻した以上」とか、「倒産した以上は」といって労働者の権利を否定するのは、企業の「再生・再建」の実体を意図的に極端に歪めて描くものです。“労働者は、企業再建に向けた「健全な労働力」の提供に努力すべきであり、取り分け安全品質の最前線を担当する乗員の立場から、そうした経営側の主張を積極的に受け容れる事はかえって「真の再生、再建」の方向性を歪めてしまうと考えます。”

本件で再建型の倒産処理が選ばれた理由は、公共交通機関としての影響の大きさと並んで、多数の労働者や関連企業の経済的保護に求められます。まして、経営破綻の原因は労働者の側にあるのではなく、国の航空政策と放漫経営にこそあることが指摘されるべき実態なのです。

なお、会社更生の開始の要件は、破産法における「支払い停止」等の段階に至らない、その「おそれがある場合」に認められ（会社更生法17条）、このようにして事業継続の中断を予防するために更生手続が行われます。こうした、破産とは異なる更生手続の役割や事業の実体からも、「経営破綻」の強調は誤った結果をもたらす可能性があります。繰り返しますが、少なくとも労働者・労働組合は、現に事業が存続している事実を踏まえて、労働者として誠実に勤務しつつ、労働者の権利と地位保全を強く要求していくべきでしょう。

以上